

東南アジアの初期王権の成立

ねらい

この單元では、東南アジアにおける初期王権の成立の状況を検討する。その際、初期王権の成立状況を考える比較材料として、日本の事例について検討する。

初期国家への視点

- 近代的国家(state)の要件:1)地域的限定性(領土)、2)臣民あるいは国民(nation)の名でよばれる人的構成員、3)対外的・対内的主権(とその権力を行使する政府)。
- 分節国家(segmentary state):首長制国家←氏族制社会
- 王権(kingship):部族または国家を統率するために一人の支配者に付与された権力。単なる統治者ではなく、しばしば、世界に秩序をもたらす源泉として神聖視された。例:豊作、戦勝、治癒など。神聖な力はしばしば血統によって引き継がれるとして世襲制がおこった。個々の王(老い死ぬ)に対して永続する王権の可視的シンボルが用いられた。例:傘、克里斯など。＜観念表象に正統性を与えるものとしての宗教。

初期国家の成立の条件

1) 日本の事例

- 初期国家の成立:弥生時代から古墳時代(3世紀以降)にかけてクニが出現。
—ムラ:集落。クニ:大型の拠点集落。原始的な地域国家。
- 史料:考古学的資料、漢籍史料『魏志倭人伝』(東夷伝倭人条、3世紀後半)。
—注意すべき点:社会構造、技術水準、対外交渉。
- 考古学的資料:王墓(巨大墳丘墓)、金属器製造センター(青銅器の鋳型など)、戦死者を埋葬した墓、城柵や楼観。
—水稻耕作の渡来:耕具、収穫具、調理具、水田経営、灌漑などの技術のセット。組織化された社会制度。
- 『魏志倭人伝』

(前略)その俗、国の大人は皆四・五婦、下戸もあるいは二・三婦。(中略)その法を犯すや、軽き者はその妻子を没し、重き者はその門戸及び宗族を没す。尊卑各々差序あり、相臣服するに足る。租賦を収む。邸閣あり。国市あり、有無を交易し、大倭をしてこれを監せしむ。女王国より以北には、特に一大率を置き、諸国を檢察せしむ。諸国これを畏憚す。(中略)

その国、本また男子をもって王となし、住まること七、八十年、倭国乱れ、相攻伐して年を歴たり。乃ち共に一女子を立てて王となす。名づけて卑弥呼という。鬼道に事え、能く衆を惑わす。年すでに長大なるも、夫婿なく、男弟あり、佐けて国を治む。(中略)宮室・楼観・城柵、厳かに設け、常に人あり、兵を持して守衛す。(中略)

景初二年六月(239年の朝貢)、倭の女王、大夫難升米(なしめ)等を遣わし郡に詣りて朝献せんことを求む。(中略)その年十二月、詔書して倭の女王に報じていわく「親魏倭王卑弥呼に制詔す。汝献ずる所の男生口四人・女生口六人・班布二匹二丈を奉りもって至る。これ汝の忠孝、我れ甚だ汝を哀れむ。今汝をもって親魏倭王となし、金印紫綬を假し、(中略)帰り到らば録受し、悉くもって汝が国中の人に示し、国家汝を哀れむを知らしむべし。(中略)」と。(中略)

- ポイント1:この史料によると、当時のクニはどのような社会構造をもっていたか。
- ポイント2:この史料によると、当時の王権にはどのような特徴があったか。
- ポイント3:この時代、中国への朝貢にはどのような意味があったか。

2) 東南アジアの事例

- 1) 地方的段階(local phase)。「インド化」にいたるまでの「助走期間」
 - ビッグマン>首長社会。特定氏族が首長を選ぶ。余剰産物の占有。拠点地域のみ支配。官僚制未発達。
- 2) 地域的段階(regional phase)(5世紀頃)
 - 中核的地方を支配していた首長が周辺の地方在地権力を併合。「クニ」レベルの統合。
 - 支配する首長と属領の首長との間に「正統性」の承認が必要。
 - ヒンドゥー教の王権概念に基づく正統性。官僚制の出現。文字による記録。
 - 港市国家(port polity)、内陸型農業国家
- 3) 帝國的段階(imperial phase)
 - 9世紀以降、アンコール朝、パガン朝、マジャパヒト朝。

- クタイのユーバ(奉献柱)('地域的段階'の例)

・5世紀初め。東カリマンタン州クタイ、ムアラ・カマン。南方ブラーフミー文字、サンスクリット韻文。7点現存。

・Kundungga>一族の創始者Aśvavarman>諸王の王Mūlavarman

- ・Mūlavarman王は「多量の黄金の寄進」をおこない、再生族(バラモン)の代表者たちによって奉献柱が建立された。
- ・Mūlavarman王は再生族たちに20,000頭の牛を寄進した。
- ・Mūlavarman王の寄進物の列挙。インドラ天の「希望樹」(カルパ・ブリクシャ)の名が見える。
- ・Mūlavarman王はSagara王の子孫Bhagīrathaに例えられる。Sūryavamśa族。Ayodhyāの王。
- タールマーナガラ(タールマナガラ)の石碑
 - ・5世紀中頃。西ジャワ、ボゴールなど。南方ブラーフミー文字、サンスクリット碑文。5点現存。
 - ・Tārumā国のPūrnavarman王は、海と都を結ぶ約11キロの運河を21日間で開通。
 - ・バラモンに1000頭の牛が寄進。
 - ・Pūrnavarman王の足跡の石碑および乗用の象の足跡の石碑など。
- 法頭の記録
 - ・『仏国記』『法頭伝』。399年に長安を出発。陸路6年。滞在6年。海路3年。
 - ・414年、200人乗り商船でスリランカから中国へ。耶婆提に漂着。滞在5カ月。
 - ・「其国外道婆羅門興盛」「仏法不足言」
- 求那跋摩(Gunavarman)
 - ・『高僧伝』519年。カシミール出身。400年頃、スリランカから閩婆に渡来。429年中国へ
 - ・現地の王の母が夢で到来を知り、布教を援助。根本説一切有部(「小乗仏教」)。

4. 日本への仏教の伝来

- ・552年説(日本書紀)(ほかに538年説もある)

(百済の聖明王が仏像、經典などを送ってきたのに対して欽明天皇が)「西蕃の献れる仏の相貌端嚴し。全ら未だ曾て有らず。礼うべきや不や」とのたまう。蘇我大臣稲目宿禰奏して曰さく「西蕃の諸国、一に皆礼う。豊秋日本、豈独り背かんや」ともうす。物部大連尾興・中臣連鎌子、同じく奏して曰さく、「我が国家の、天下とましますは、恒に天地社稷の百八十神をもって、春夏秋冬、祭拝りたまうことを事とす。方に今改めて蕃神(=仏)を拝みたまわば、恐るらくは国神の怒を致したまわん」ともうす。天皇いわく、「情願う人稲目宿禰に付けて、試みに礼い拝ましむべし」とのたまう。

5. 仏教の役割

- ・604年(聖徳太子の憲法十七条)
 - 一にいわく、和なるをもって貴しとし、忤(さか)うることなきを宗とせよ。...
 - 二にいわく、篤く三宝を敬え。三宝とは仏・法・僧(ほとけ・のり・ほうし)なり。...人尤(はなはだ)悪しきもの鮮(すくな)し。能く教うるをもて従う。それ三宝に帰りまつらずは、何をもってか枉(まが)れるを直さん。
 - 三にいわく、詔を承りては必ず慎め。...
- ・律令制(天皇を頂点とする官僚制度による公地公民の支配)への一歩。

参考文献

- 青山 亨 「インド化再考—東南アジアとインド文明との対話—」『総合文化研究』10: 122-143, 2007.
- 石井米雄・桜井由躬雄 『東南アジア世界の形成』(ビジュアル版世界の歴史12)講談社, 1985.
- 石原道博編訳『魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』(岩波文庫). 岩波書店.
- 熊野正也、堀越正行『考古学を知る事典』改訂版, 東京堂出版, 2003.
- 関本照夫「東南アジア的王権の構造」伊藤亜人・関本照夫・船曳健夫編『現代の社会人類学 3 国家と文明への過程』東京大学出版会, 1987.
- 弘末雅士 『東南アジアの建国神話』, 山川出版社, 2004.
- 深見純生「ジャワの初期王権」山本達郎編『岩波講座東南アジア史 1 原史東南アジア世界』pp.285-307, 岩波書店, 2001.
- 矢野 暢 『東南アジア世界の論理』中央公論社, 1980.
- Kulke, Hermann. *Kings and Cults: State Formation and Legitimation in India and Southeast Asia*. New Delhi: Manohar. org. 1993. rpt. 2001.